

まくべつ

第 5 0 号

平成 29 年 10 月発行

農業委員会だより



第23期幕別町農業委員（平成29年7月20日）

紙面あない

就任のご挨拶	2 P
農業委員の担当地区	3 P
農業委員紹介	4 P・5 P
平成29年度活動方針・活動計画	6 P
活動報告、農業者年金相談会	7 P
農業振興公社からお知らせ、農地転用	8 P

編集・発行

幕別町農業委員会
幕別町本町130番地1
Tel 0155-54-6625
忠類支局
幕別町忠類錦町439番地1
Tel 01558-8-2111

第23期 幕別町農業委員

24 人体制で新たにスタート

7月20日、新たに選出された農業委員の皆さんに町長から辞令が交付されました。

今期から農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選出方法が、これまでの公選制から町長が選任して議会の同意を要件とする「市町村長の任命制」に変わりました。

農業委員の定数も今期から24人となり、任期は平成32年7月19日までの3年間です。

なお、辞令交付後に開催された第1回総会において、会長に谷内雅貴委員（明倫・5期目）、会長職務代理者に鯖戸英明委員（新和・5期目）が選出されました。

就任のごあいさつ



会長 谷内 雅貴

六十年続いた公選制が廃止され、市町村長の任命制に制度が改正されて初めての改選の中、この度の農業委員会総会において、会長の職に選任を受けました。会長という重責を担うことになり、身に余る光栄と同時に、改めてその責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いをいたしております。

農業者皆さんを代表する機関として、二十三名の委員の皆さんと力を合わせ、本町の農業振興に全力で取り組む所存であります。

農業を取り巻く情勢は、日本とEUとのEPA交渉の大枠合意やTPP協定の再交渉、国内では農業競争力強化プログラムの実体化など目まぐるしく変動しております。

このような中、本町農業の振興発展のために優良農地の確保や担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止など適正な農地行政の執行に努めてまいりたいと考えております。今後とも、皆さま方より一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



会長職務代理者 鯖戸 英明

この度、第一回農業委員会総会において、会長職務代理者に選任されました。会長を補佐する立場として、また新任の農業委員十名を迎え、委員皆さんの取りまとめ役としてこれからの三年間、その責務を果たせるよう全力を傾注する所存であります。

昨年度から農業委員会法が改正され、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消という「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の必須業務となり、農業委員会が果たすべき役割がより重要となってきました。

農業委員の選出方法が変わり、中立委員が選任されるなど新しい体制でのスタートであります。農地行政を担う組織として、委員の皆さんとともに、本町の農業振興に寄与できるよう、力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、今後とも、より一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

ご勇退された委員の皆様ありがとうございました

この度の改選に伴い、任期満了により13人の委員がご勇退されました。本町の農地行政、農業振興に多大なるご尽力を賜りましたことに、深く感謝とお礼を申し上げます。

鬼頭 良市 様（南勢） 4 期	大道 健實 様（相川） 3 期	國枝 隆幸 様（中里） 3 期
高橋 秀樹 様（途別） 3 期	大野 和也 様（千住） 2 期	加藤 宏 様（栄） 2 期
白木 孝和 様（途別） 2 期	田邊 忠幸 様（依田） 2 期	中島 孝 様（千住） 2 期
尾藤 欣二 様（依田） 2 期	宗廣 武夫 様（明野） 2 期	大澤 慶博 様（忠類幌内） 1 期
千葉 茂喜 様（猿別） 1 期		

地区担当委員が決定

第一回総会では、地区担当委員も決定しました。

農地に関することなどをご相談がありましたら、お気軽に声をかけてください。

ご相談・問い合わせ先

農業委員会

☎ 幕 5 4 - 6 6 2 5

忠類支局

☎ 忠 8 - 2 1 1 1

担当地区		担当委員	期
幕別	幕別市街地	森 勤子	8
	相川	松本 誠	1
	明野・新川	棚 範貴	1
	大豊・南勢・軍岡	齊藤 正孝	3
	新和・猿別・幕別豊岡	鯖戸 英明	5
	明倫・美川	吉田 正宏	1
	五位・糠内	橋本 浩弥	1
	中里	深松 俊英	2
	駒畠・弘和	香西 浩志	3
札内	千住・札内市街地	帰山 茂義	1
	日新・依田（高台）、札内豊岡	中村富士男	1
	途別・依田（低台）	西田 利幸	1
	古舞・栄	澤邊 佳範	1
忠類	忠類東宝・晩成・忠類市街地	井田 留吉	2
	忠類朝日・公親・協徳・共栄	高野 英一	2
	忠類西当・日和	渡邊ひろ子	2
	忠類幌内・明和・元忠類	蛸原 一治	6
	忠類新生・中当・古里	齊藤 一男	4
幕別町農業協同組合管轄区域		前川 厚司	3
札内農業協同組合管轄区域		高橋 孝二	1
帯広大正農業協同組合管轄区域		石川 雅洋	4
忠類農業協同組合管轄区域		菅野 能稔	2
全町区域（※中立委員）		飛田 榮	1

※法律が改正されたことに伴い、新たに「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」とこととされました。
幕別町では1人が、この利害関係を有しない者、通称『中立委員』として任命されました。

農業委員会の主な業務

○農地法など農地関係法令に関する業務

- ・農地の権利移動・転用に関する許可等
- ・農地の利用状況調査の実施
- ・遊休農地所有者に対する意向調査
- ・農地の売買・貸借、転用の事前相談 な

○関係行政機関等に対する意見の提出

- ・農業者・地域の声を行政・政策に反映する
- ために行政機関に対し、施策の改善意見

○農地等の利用の最適化の推進

- ・担い手への農地利用の集積・集約化
- ・遊休農地の発生防止
- ・新規参入の促進

○農業経営の合理化の支援、農業一般に関する調査活動・情報提供活動

- ・複式簿記の記帳や青色申告、経営の法人化など農業経営の合理化の支援
- ・農業者年金への加入促進
- ・農業委員会だより、全国農業新聞等による情報発信 など

5 井田 留吉 委員（畜産部会）

担当地区：忠類東宝・晩成・忠類市街地

農業委員2期目を務めさせていただくことになりました。地域農業のさらなる発展と皆様が安心して営農できるよう、各委員の方々と協力して頑張っていきたいと思います。



6 齊藤 一男 委員（農地部会）

担当地区：忠類新生・中当・古里

農業委員4期目となりますが、委員として地域農業振興のため、各委員と協力して頑張っています。



7 前川 厚司 委員（農地部会）

担当：幕別町農協管轄区域

農業委員会法改正後、初めての任務となりますが、今まで同様委員としての責務を全うし、農業振興のために努力したいと思っています。



8 橋本 浩弥 委員（農政部会）

担当地区：五位・糠内

今回初めて農業委員となりました。皆様のご指導をいただきながら、委員としての役割を達成できるように努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



9 高橋 孝二 委員（農政部会）

担当：札内農協管轄区域

この度、農業委員に選任されました。農業を取り巻く情勢は国内外共に厳しく、そのような中で農業委員として地域に貢献できるよう努力しますので、ご協力よろしくお願いいたします。



10 深松 俊英 委員（農政部会）

担当地区：中里

法律改正により地区推薦で選任されました。日々変革する農業情勢ですが、各委員と共に地域農業振興に努力し、責務を果たしたいと思っています。



よろしくお願いします

農業委員紹介

新たに選任された農業委員を抱負とあわせてご紹介します

議席番号順、氏名前の数字は議席番号
会長と会長職務代理者は除く

1 香西 浩志 委員（農政部会長）

担当地区：駒島・弘和

この度の改選により3期目を務めることになりました。農業の形が時代の移ろいで如何に変わろうと、農地の保全という大前提を守る為に微力ですが務めてまいります。



2 菅野 能稔 委員（畜産部会）

担当：忠類農協管轄区域

忠類農協の推薦を受け再度選任されました。幕別町の農業振興のために農業委員としてしっかり仕事をしたいと思っています。よろしくお願いいたします。



3 高野 英一 委員（畜産部会長）

担当地区：忠類朝日・公親・協徳・共栄

今期2期目となる農業委員となり、1期目で学んだこと等、諸先輩のご指導を受け、努力してまいります。



4 渡邊 ひろ子 委員（畜産部会）

担当地区：忠類西当・日和

2期目の農業委員となります。各委員の皆様と力を合わせて、地域農業者が元気になるよう頑張っています。よろしくお願いいたします。



17 埴山 茂義 委員（農政部会）
担当地区：千住・札内市街地

この度、農業委員を務めることとなりました。委員としての責務を果たせるよう、各委員の皆様と協力し、地域農業発展のため、努力してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。



11 蛸原 一治 委員（農地部会長）
担当地区：忠類幌内・明和・元忠類

この度、新制度での農業委員改選で再度農業委員に選任されました。各委員の皆様と協力し、本町の農業発展に協力したいと思います。よろしくお願いいたします。



18 吉田 正宏 委員（農地部会）
担当地区：明倫・美川

初めて農業委員をやらせていただくことになりました。諸先輩方からのご指導を賜りながら、委員としての責務を果たせるよう、努力してまいりたいと思います。



12 石川 雅洋 委員（農政部会）
担当：帯広大正農協管轄区域

過去の経験を活かし、中立、公正な立場で担い手への農地の集積を進め、農業者の公的代表機関として他の農業委員の方々と共に農業者の付託に応えてまいります。



19 中村 富士男 委員（農政部会）
担当地区：日新・依田（高台）・札内豊岡

今回初めて農業委員となり、農業委員としての職務がよくわかりませんので、皆様方にご指導をいただきながら努力してまいりたいと思います。



13 森 勤子 委員（畜産部会）
担当地区：幕別市街地

農業情勢もめまぐるしく変わる昨今です。農業委員として地域の振興、幕別町の農地行政を他の委員の方とも協力して守っていきたいと思っています。



20 棚 範貴 委員（畜産部会）
担当地区：明野・新川

この度、初めて農業委員となりました。地域の皆様のお役に立てる様に、一生懸命努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いします。



14 飛田 榮 委員（農地部会）
担当地区：全町区域（中立委員）

法改正による利害関係を有しない委員として幕別町農地・水保全管理対策協議会の推薦を受け、初めて農業委員を務めることになりました。常に法を遵守し責務を果たしてまいります。



21 澤邊 佳範 委員（農地部会）
担当地区：古舞・栄

この度、初めて農業委員となりました。皆様のご指導をいただき、地域農業振興のため努力してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。



15 齊藤 正孝 委員（畜産部会）
担当地区：大豊・南勢・軍岡

私達が最も大切にしたいものは土地と食料です。どんな時代になろうとも石油から食料はつくれません。皆と力を合わせて農業を守りたい。どうぞよろしくお願いいたします。



22 松本 誠 委員（農地部会）
担当地区：相川

この度、初めて農業委員となりました。諸先輩方の指導をいただきながら、委員としての責務を果たせるよう努力してまいります。よろしくお願いいたします。



16 西田 利幸 委員（農地部会）
担当地区：塗別・依田（低台）

この度、初めて農業委員となりました。地域の皆様のお役に立てるよう、一生懸命努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



平成29年度

農業委員会活動方針・活動計画

活動方針

本町の農業は、担い手への農地の集積を進め、安全・安心な食料の安定供給と地域の環境保全に大きな役割を果たすとともに、本町経済・社会を支える基幹産業として発展してきました。

農業委員会制度は、公選制から市町村長の任命制への変更となり、合わせて、農地の利用の最適化の推進に関する事務が最も重要な事務として位置づけられ、担い手への農地利用の集積・集約化や、遊休農地の発生防止・解消に今まで以上に力を注ぐことが求められております。

このような状況を踏まえ、農業委員会の役割・任務の重要性を認識し、事務の透明性、公正・公平性を確保するとともに、農地法の一層の定着と適正な農地行政の執行に努め、関係機関と連携して、地域農業の振興発展のための活動を推進し、農業者の公的代表機関としての役割を果たします。

【重点事項】

1 農業委員は、常に法令・業務等の適正な執行に必要とする知識の修得に努め、農業者の期待と信頼に応えます。

2 農業者が、効率的かつ安定的な農業経営を行えるよう農地の利用集積等を推進します。

3 農業・農村の多様化する要求あるいは実態を把握し、関係行政機関へ意見提出を行います。

4 農業者年金制度の普及を図り、年金の受給のための適切な指導と広報に努めます。

5 農業後継者の結婚相談活動に對し、より力を傾注するとともに関係機関・団体との連携を緊密にし、担い手施策を推進します。

6 農地パトロール（利用状況調査）を実施し、遊休農地の発生防止、無断転用、不法投棄に対する監視活動に努めます。

活動計画

1 農地の有効利用事業

（1）農地相談の実施

（2）農地転用適正化の実施

（3）農地所有適格法人への相談・助言

（4）贈与税等の納税猶予制度の周知

2 農地調整事業

（1）農地の利用調整事業の推進

（2）認定農業者制度の定着

3 担い手育成確保事業

（1）簿記記帳の指導

（2）家族経営協定の推進

（3）新規就農者の支援

4 農政及び農業振興

（1）関係行政機関への意見提出

（2）作況調査の実施

5 農業者年金業務の推進

（1）農業者年金制度の普及

（2）年金受給の指導相談

（3）年金業務の推進

6 公益財団法人幕別町農業振興公社との連携

7 情報活動の強化

（1）農業委員会だよりの発行

（2）農年協だよりの発行

（3）全国農業新聞の普及拡大

8 農業委員・職員研修の実施

（1）研修等の参加及び実施

（2）学習会の実施

体制の充実

1 農業委員会総会等の開催

（1）総会の開催

（2）三役会議の開催

（3）農地部会、農政部会、畜産部会の開催

2 農地台帳の整備及び公表

（1）農地台帳の整備

（2）農地台帳の公表

農業者年金相談会のお知らせ

制度の概要、経営移譲年金・特例付加年金の受給・手続きについて、北海道農業会議から講師を招き、説明会を開催します。これから受給予定の方はぜひご参加ください。

◆日時 平成29年12月1日（金）午後1時30分～

◆場所 幕別町役場2階会議室（忠類地域の方は、忠類総合支所から送迎します）

◆申込方法 事前に農業委員会へ電話でお申し込みください。

◆申込期限 11月24日（金）

◆問い合わせ・申込先 ☎幕54-6625 ☎忠8-2111

農業委員活動報告

8/22 新任農業委員研修

十勝農業委員会連合会主催による新任農業委員研修が帯広市とからプラザで開かれ、幕別町からも新任農業委員の皆さんが参加しました。

今年、十勝管内では126人の新任委員が誕生し、このうち女性委員が13人、中立委員は24人です。

この日は、北海道農業会議の佐久間亨事務局長から「農業委員会制度の概要について」「農地制度の概要について」説明があり、農業委員会の業務内容や農業委員としての責務や役割について研修しました。

9/4 農作物作況調査

農業委員による作況調査が行われました。

この調査は委員の任期中に1回実施することになっており、今回は幕別地区3箇所・忠類地区3箇所の圃場を視察し、十勝農業改良普及センター十勝東部・南部支所職員の方から説明を受けました。

今年は、8月の日照不足や平均気温が平年よりも低い状態であったものの、おおむね生育は良好という説明を受けました。



忠類：デントコーン圃場



(上)幕別：長いも圃場

(左)幕別：てん菜圃場

幕別町農業振興公社のわだい

札幌の農業専門学校生を受け入れ

町農業振興公社で8月21日から25日まで、札幌市の学校法人八紘学園北海道農業専門学校の生徒の就業体験（インターンシップ）を受け入れました。

就業体験で本町を訪れたのは、いずれも1年生で、札幌市出身の井上郁実さん（写真右）と千葉県出身の増永笑来さん（写真左）の2人。

井上さんは明倫の黒沼茂樹さんの農場、増永さんは美川の森太一さん（森農業委員宅）の牧場でホームステイし、農業について学びました。

公社では、将来的に「まくべつ農村アカデミー」の入校につなげられるよう、今年初めて実施し、来年度以降も体験希望が続いてくれるよう期待しています。



農地所有適格法人の報告を忘れず！

農地法が一部改正され、これまでの「農業生産法人」から「農地所有適格法人」と名称が変わりました。

農地所有適格法人となっても、毎事業年度終了後三箇月以内に農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出することが義務付けられています。

報告書を提出しない場合や、虚偽の報告をした場合は罰則規定がありますので、お忘れないうち報告をお願いします。

報告書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。



全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。

全国農業新聞を購読するには農業委員会で購読の申し込みを受け付けています。お電話等でお申し込みください。

◆発行日 毎週金曜日

◆購読料 月700円（送料・税込）

◆発行 全国農業会議所

幕別町農業振興 公社からお知らせ

幕別町では農業後継者を対象に、
独身農業後継者で組織するクラブ
アップルが主催する「交流会」と、
町農業振興公社主催の小規模交流会、
通称「農コン」を開催します

♡クラブアップル冬季交流会♡

- ・ 日 時 平成29年12月1日（金）午後7時～
- ・ 内 容 インザスイートでの対面式・食事会
- ・ 募集人数 9人（20～34歳の町内独身農業者）

♡農コン（小規模交流会）♡

- ・ 日 時 平成29年12月8日（金）午後7時～
- ・ 内 容 インザスイートでの対面式・食事会

◆問い合わせ・申込先 公益財団法人幕別町農業振興公社
電話0155-57-2711 ファックス0155-57-2716
メール nogyosinkokosya@north.hokkai.net

②農地を転用するには農地法の許可が 必要です

自分の農地を転用する場合は「農地法第4条」、
農地を買って、または借りて転用する場合は「農
地法第5条」の許可が必要です。

農地の転用申請の前には、
農業振興地域の「農用地区
域でないこと」などの要件
が必要です。

農業振興地域の手続きが
済んでから、農地転用の申
請となり、農業委員会での
現地調査、総会審議、内容
によっては北海道農業会議への意見聴取をするな
ど数箇月の期間を要します。（転用する内容や面
積等によって期間は異なります。）

③許可を受けるまで期間を要します

①農地転用とは？

農地を住宅、牛舎や倉庫などの農業用施設、駐
車場など農地以外のものにすることです。

なお、砂利採取や一時的な資材置場に利用する
場合も転用になります。

**農地を転用する場合には
農地法による手続きを！
まずは農業委員会に
ご相談ください**

許可なく農地を転用
した場合や、転用許可
を受けていても、事業
計画どおりに転用して
いない場合などは、農
地法に違反すること
になり、工事の中止や原
状回復等の命令のほか、

個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、
法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。

④罰則があります

各種申請は毎月10日まで

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、賃借権、転用など）や地
目の現況証明願いの締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は直前の開庁
日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会に申請をしてください。申請書の様式
は幕別町のホームページからダウンロードできます。

http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html

◆ 広報委員 ◆
委員長 前川 富
委員 齊藤 一 能 厚
委員 香原 一 一 能 厚
委員 中村 西 治 男 稔
委員 高橋 野 富
委員 英一 弥 男